

議 事 要 旨

件 名	令和 6 年度第 1 回伊勢市空家等対策協議会	
日 時	令和 6 年 11 月 8 日（金）	
会 場	伊勢市役所東館 5 階 5-3 会議室	
出席者	委 員	伊勢市空家等対策協議会委員 8 名 筒井会長、内田委員、西村直人委員、西村潔子委員、森田委員、中出委員、伊東委員、水島委員
	事務局	上田 都市整備部次長 山崎 住宅政策課長、中谷 住宅政策課係長、
傍聴者	－	
審議等事項	（１）特定空家等の認定について	
会 議 内 容		
◇本会議の中で、「諮問事項（１）」「報告事項(1)（2）」は、個人情報が含まれていることから、非公開とすることを決定。		
(1) 協議事項 協議事項 （１）伊勢市空家等対策協議会副会長の選出について ●伊勢市空家等対策協議会副会長の選出について、事務局より説明 《意見》 特になし 事務局より伊勢市総連合自治会副会長を提案し了承		
(1) 審議事項 諮問事項 （１） 特定空家等の認定について(非公開) ●特定空家等の判断について、事務局より説明。 ① 《周辺状況》 ・ 東側：駐車場 ・ 西側：住宅 ・ 南側：住宅 ・ 北側：道路（W=5.92m）		

《状況》

南北に長い敷地に、北側道路に面して 2 階建物、その南側に平家建物が配置されている。南側の平家建物の崩壊が特に進んでおり、敷地内に崩壊した資材が散乱している。又、西側は隣家との距離が近く、傾きかけた外壁が隣地家屋に接触する危険性が高い。

②

《周辺状況》

- ・ 東側：道路（W=2.95m）
- ・ 西側：住宅
- ・ 南側：住宅
- ・ 道路（W=3.20m）

《状況》

敷地の北から東にかけて平家建の建物と 2 階建て建物が配置されている。平家建物は屋根に複数の崩落がある。又 2 階建物は外壁の一部が剥がれ、内部の土壁が確認できる。さらに屋根も一部崩落しており、東側道路に資材等が飛散する危険性が高いと考えられる。

敷地の西側に平家建の土蔵造りの建物が配置されている。建物は西側隣地及び北側道路側に傾きがみられる。さらに外壁材が複数剥落しており、西側隣地及び北側道路との距離が近いことから、通行人等へ危険性が高いと考えられる。

《質疑》

- ・ 特定空家等に認定された後の対応について
⇒空家等対策の推進に関する特別措置法に則り対応していく

《協議会の判断》

- ・ 協議の結果、原案通り『認定』で承認。

(2) 報告事項

(1) 認定済特定空家等への対応経過について（非公開）

《説明》

特定空家等としてこれまでに 14 件を認定、令和 6 年 10 月末で 11 が解除となった。

3 件の状況を説明

令和 5 年度において特定空家等に認定された建物については裁判所へ申立を行い、勧告書を送付した建物は、相続人が死亡し相続関係者全ての相続放棄が受理されたため、所有者不明建物となった。残り 1 件は引続き訪問面談や電話・文書による指導を進める。

《質疑》

- ・ なし

(2) 管理不全空家等の認定について(非公開)

《説明》

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部改正に伴い、特定空家等になり得る建物等について管理不全空家等に認定し、指導・勧告が行えるようになった。
このことから、令和6年度に認定を行った建物等について報告を行った

《質疑》

・なし

(4) 空家バンク制度の運用状況及び空家関連補助制度の活用状況について(公開)

《説明》

令和6年9月末時点における空家バンクの運用状況、空家関連補助制度の活用状況について報告

令和5年度より更なる空家利活用を図るため、空家リフォーム促進事業補助金の新設を行った事に加えて、令和6年度に空家空家購入促進事業補助金の新設を行った

《質疑》

・なし

(3) その他

- ・伊勢市空家等対策協議会委員任期について説明
- ・令和7年度予定事業について説明